

国際課税委員会（第84回）の概要

文責 森信茂樹

15年4月7日、第84回国際課税委員会を開催しました。財務省税制第2課長から「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」について説明をいただき、議論を行いました。

説明の概要は以下のとおり（一部省略）

現行の消費税制度では、電子書籍・音楽・広告の配信等について、国内事業者が行う場合は課税される一方で、国外事業者が国境を越えて行う場合には課税されないため、同じサービスであっても、サービス提供者の違いによって税負担に差異が生じ、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じている。そこで、国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とすることとし、具体的には内外判定基準の見直しをすることとした。

これまでの電子商取引等の役務の提供を行う者の住所・本店等の所在地では役務の提供地がよくわからなかったため、今回は役務の提供を受ける者の本店所在地をメルクマールとして内外判定を決めることとした。内外判定基準を、消費税の国際基準ともいえる「仕向け地主義」へ変更したということで、そうすることによって海外からの電子商取引、サービスに納税義務を発生させることができることになる。

今回の改正案では、電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引は、電気通信回線を介して提供される役務の提供（「電気通信役務の提供」）として課税対象となるが、この「電気通信役務の提供」には、他の取引に「付随して行われる」ものは含まれないこととされている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。